相互関税の概要

	詳細
いつから?	 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税を課す(既存(4/5より前)の関税率+10%)。 4月9日午前0時1分から、大統領令附属書1 (Annex I) に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる(日本は24%など)予定だったが、トランプ大統領が4月10日以降、90日間(米東部7月9日午前0時1分まで)引き上げを停止と発表。一律10%のベースライン関税のみ継続している状況(米税関ガイダンス4月9日)。 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用。残り24%の適用は90日間停止(大統領令)
いつまで?	■ 大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。
対象外品目は?	 ▶ カナダまたはメキシコ産品: 両国に対しては3月4日以降、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく追加関税を課しているため、相互関税は適用されない ■ 1962年通商拡大法232条に基づいて追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品 ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令附属書2に列挙されている銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品など ※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加(ビジネス短信) ■ 寄付品など ■ 出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ 相互関税の発動日である4月5日より前に船積みされ、5月27日午前0時1分より前に米国で通関された品目

相互関税の対象は約60カ国・地域に

- 引き上げ後の相互関税率の適用は米東部7月9日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- 中国は2国間協議を経て5月14日から34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は90日間停止。

4月10日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルウェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125→34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合(EU)	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウィ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
国 * 迟现	们且因仇空
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%